

20.久留米市企業局加入金取扱要綱の解説

(趣 旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市条例第13号。以下「条例」という。）第29条に定める加入金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

◆ 久留米市水道条例第29条

給水装置の工事を申し込む者は、当該工事後のメーターの別表第3左欄に掲げる口径の区分に応じ、同表右欄に定める基準額に基づき算出した加入金の額を納付しなければならない。ただし、当該工事に係る給水装置について当該工事前に既にメーターが設置されているときは、当該工事前のメーターの別表第3左欄に掲げる口径の区分に応じ、同表右欄に定める基準額に基づき算出した加入金の額を前段の加入金の額から差し引いた額を当該工事の申込みを行う者が納付する加入金の額とする。

2 既納の加入金は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、条例の例による。

- ◆ 給水装置 給水のため施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- ◆ 口 径 市の水道メーターに取り付けられた給水管の口径
- ◆ 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額を加えた金額をいう。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(加入金の徴収基準)

第3条 加入金は、給水装置工事の申込みを行う者から徴収するものとし、その徴収基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の新設工事

ア 給水装置を新設する場合は、当該給水装置に設置する市のメーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

イ 貯水槽方式建物を新設する場合は、当該貯水槽に接続する給水装置に設置した市の親メーターの口径に応じて、加入金を徴収する。

(2) 給水装置の改造工事

ア 増 径

市のメーターの増径を伴う改造工事の場合は、新たに設置する市のメーター（以下「新メーター」という。）の口径に係る加入金の額と、既に設置していた市のメーター（以下「旧メーター」という。）の口径に係る加入金の額との差額を徴収する。

イ 統合による増径

既設の2個以上の給水装置を1個に統合する場合で、新メーターの口径に係る加入金の額が、旧メーターの口径に係る加入金の合計額より大きいときは、差額を徴収する。

ウ 分割による個数の増加

既設の1個の給水装置を同じ敷地内で2個以上の給水装置に分割し、市のメーターの個数が増加する改造工事の場合（同時申込の場合に限る）で、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

エ 貯水槽の廃止による個数の増加

1個の市のメーターに接続する貯水槽により、2戸以上に給水しているものが、当該貯水槽及び市のメーターを廃止し、各戸に市のメーターを設置する工事の場合、新メーターの口径に係る加入金の合計額が、旧メーターに係る加入金の額より大きいときは、差額を徴収する。

2 前項第2号の場合において、給水装置に接続するメーターを現認することができないときの取扱いは次のとおりとする。

(1) 企業局が管理する台帳その他の記録及び現状等により、過去に市のメーターを設置したことが確認できるときは、当該記録に基づき旧メーターの口径を認定する。

(2) 既設準備管は、メーターが設置されておらず給水装置の新設工事として取扱う。

- ◆ 加入金の徴収対象区域は、給水区域全てとする。ただし、給水区域外（分水協定等）であっても市のメーターを設置する場合は加入金の徴収対象となる。

- ◆ 給水装置工事の申請で、申請敷地内の既存メーター全てについて、加入金の権利を認めてその差額が加入金として必要となる。ただし、既存分の権利額が高い場合の還付は行わない。(同一敷地及び同時申請が原則)
- ◆ 同一敷地内で、同時に別申請(新設・改造・撤去)があった場合、敷地全体で加入金を調整する。
- ◆ 新設・改造工事に伴い、撤去申請が必要な場合は撤去申請と同時申請を原則とする。(不要給水装置の撤去申請の徹底を行う。)
- ◆ 移転等に伴い、加入金の権利を他の土地へ持ち越すことは認めない。なお、土地の売買等で所有者が変わった場合は、新所有者に加入金の権利が移行したものととして取扱う。
- ◆ 貯水槽式共同住宅等を直結給水方式(直圧、増圧)に改造する場合の加入金の権利は親メーターのみであり、各戸に市のメーターが設置されていても、直結給水方式にすることにより新たに加入金の徴収対象となる。但し平成21年3月31日までに申請された貯水槽方式共同住宅等の既存建物を、平成21年4月1日以降、改造工事により直結給水方式に変更する場合は、各戸に設置されている市のメーターについては加入金の権利を認める。私設メーターの場合は加入金の権利はないものとみなし徴収する(平成21年4月1日以降の旧市内の申請については、水道番号20万台を使用するため、20万台未満の水道番号に適用する)
- ◆ 加入金は、給水装置工事の申請により徴収する。なお、その徴収基準日は申請受付日とする。旧市内で平成21年3月31日までに申請されたものは加入金を徴収しない。平成21年4月1日以降に申請されたものについては、加入金を徴収する。
- ◆ 既存準備管の加入金の権利は認めない。ただし、城島・三瀧地区において準備管で加入金を徴収した物件については加入金の権利を認める。(本「加入金取扱要綱」施行前に、調査を行い料金データ等に反映している)
- ◆ 撤去されたものは、加入金の権利は認めない。撤去とは、撤去申請された物件や不要給水管として撤去され(職権撤去等)給水装置が存在しないもの(料金データで撤去されたもの)である。
- ◆ 既存の申請図面や料金データ等で確認出来た物件について、加入金の権利を認める。また、水道番号不明でも、現地で既存給水装置(メーターボックス等)が確認され、使用されていた痕跡が確認出来れば、加入金の権利を認める。
- ◆ 既存で申請されているがメーターを出庫していない物件(料金データなし)でも、申請書等

で確認出来れば、加入金の権利を認める。

- ◆ メーターが存在し、土地を分割した場合の加入金の権利は、給水管の取り出し部が存在する方の土地を優先する。(土地の分割等による加入金権利の分割は認めない。)

(加入金の額)

第4条 加入金の額(消費税等相当額を含む。)は、条例第29条別表第3に定める額とする。

- ◆ 加入金の額

メーター口径	加入金の額(消費税等相当額を含む)
13ミリメートル	42,000円
20ミリメートル	63,000円
25ミリメートル	71,190円
40ミリメートル	252,000円
50ミリメートル	590,940円
75ミリメートル	1,184,400円
100ミリメートル	4,340,700円
150ミリメートル	12,600,000円
200ミリメートル以上	管理者が別途定める

- ◆ 本「加入金取扱要綱」以前、城島・三瀨地区では異なる額の加入金を徴収していたが、本「加入金取扱要綱」施行後は、統一されたメーター口径に対する加入金額が適用される。よって、以前に異なる額で徴収された物件でも、新たに設定されたメーター口径別の額が適用される。

(加入金の納入)

第5条 管理者は、加入金を徴収するために納入通知書を発行する。

- ◆ 加入金の納入通知書は、給水装置工事の申請者に対し、水道施設サービス課で発行する。また、納入期限は調定日より3週間以内で運用する。(手数料と同時に発行)

(加入金徴収の特例)

第6条 つぎの各号に掲げる場合は、加入金は徴収しない。

- (1) 開発行為及びミニ開発等で準備管とする場合
- (2) 貯水槽式建物で貯水槽以下装置に設置した市のメーター
- (3) 一時的な使用の場合（工事用水等で使用后、給水装置を撤去するもの）
- (4) 給水装置の改造工事で、旧メーターと同じ口径で改造工事をする場合
- (5) 市のメーターの口径を減径する改造工事の場合
- (6) その他管理者が特に必要があると認めた場合

◆ 準備管では、加入金の徴収対象としない。

準備管の状態で加入金の徴収を求めないのは、現時点ではメーター口径が不明なためであり、宅内工事が申請された時点で加入金を徴収する。

◆ 貯水槽以下装置に設置したメーターについて

貯水槽式共同住宅等においては、親メーターのみ加入金を徴収する。貯水槽以下装置に設置した市のメーターについては、加入金は徴収しない。

◆ 一時的な使用の場合として想定されるものは

- ・ 工事用水
- ・ 解体工事
- ・ イベント等の興行

その使用が永続的になることのないように、撤去の申請を同時に提出させるように指導する。

◆ 既存の給水装置を一時的に工事用水等で使用する場合、既存のメーターを改造（ $\phi 40 \rightarrow \phi 20$ ）するケース（減径）が想定されるが、その場合に加入金の権利が減額となりお客様に不利益となる、これらのケースでは、既存給水装置からの支管分岐等により新設工事を指導する。（工事用水等の一時使用のため加入金は発生しない。なお、同時に撤去申請が必要となる。）

◆ メーターの個数や口径の変更を伴わない改造工事について

給水装置の改造工事で、旧メーターの個数や口径の変更の無い場合は、加入金の徴収対象とならない。

◆ メーター口径を減径した場合の加入金について

メーター口径を減径する改造工事の場合は、加入金は徴収（還付なし）しない。

(加入金の還付)

第7条 納入後の加入金は、次の各号に掲げる場合を除き還付しない。

- (1) 給水装置工事の承認を受けた者が、加入金を納めた後、当該工事の施工をしないで申込みを取り消した場合
- (2) 設計変更その他の理由により、徴収すべき加入金の額が減少した場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

- ◆ 徴収すべき加入金の額が減少する場合とは、申請後に計画変更等により取付メーターの個数や口径が減少した場合などである。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

- ◆ 水道番号について
平成21年4月1日より、新規水道番号を旧久留米市は20万台を採用する。また、城島25万台、三潴26万台とする。(城島・三潴地区はメーター形状が異なるため。)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の城島町において、給水装置が準備管の状態になっているものは、新設時に加入金を徴収する。ただし、加入金が納入された実績が確認された場合は除く。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

加入金の免除について

久留米市企業局加入金取扱要綱（加入金徴収の特例）第6条「管理者が特に必要があると認めた場合」の取扱については、下記のとおりとする。

- ◆ 管理者が特別に必要があると認めた場合とは
 - (1) 公共事業等の移転補償に於いて、加入金制度導入以前に移転補償が完了し、加入金に関して補償が行われていない物件について、追加補償が困難な場合につき、期間を限定し免除を行うものとする。
 - (2) 企業局の都合により、加入金を免除する必要があるが生じた場合。